

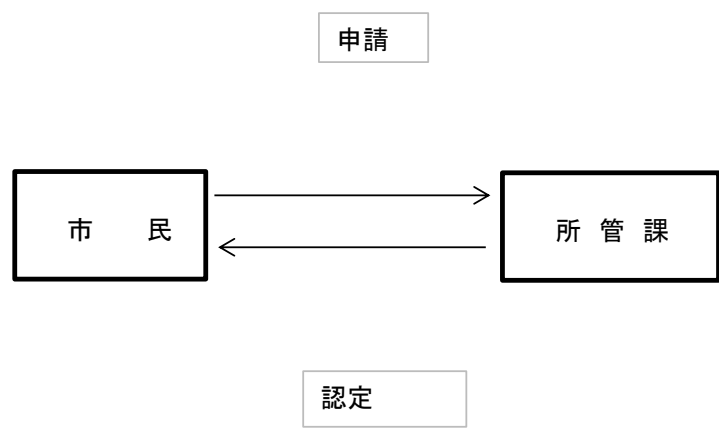
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 29

処 分 名	重度心身障害者医療費受給資格の認定	
処 分 の 概 要	申請により、受給資格が認められた場合には、受給者としての認定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号)	
条 項	第6条	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	<p>松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1項に該当する者の申請で、第3条の各号に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】  「松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例」  第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。  (2) 規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者又は被扶養者  (3) 次のいずれかに該当する者  ア 本市の区域内に住所を有する者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもの  イ 本市の区域内に住所を有する者で、アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認めるもの  ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者とされた者  エ 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者で、同条第1項に規定する入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの  松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1項に該当する者の申請で、同条第2号及び第3号に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、重度心身障害者又は保護者とする。ただし、重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成の対象としない。  (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者  (2) 他の制度により医療費の自己負担分の全部について助成を受けることができる者  (3) 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者  (4) 高齢者医療確保法第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者</p> <p>(受給資格の認定)  第6条 助成対象者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。